発行日　２００９年８月１０日　ヤナセ労働組合　発行:藤沢　正典　編集:斎藤　智則　ＶＯＬ．８

ＷＡＹ通信 <前向きな息ヌキをしよう！>

高速道路の休日割引とはどのような制度なのか？

Ｈ２１．３．２８～Ｈ２３．３．３１まで、休日特別割引が実施されています。
今回のＷＡＹ通信では、休日割引とはどのような制度なのかを解説します。

CONTENTS

1. 割引適用条件と対象の高速道路
2. 利用例について（普通車の料金）
3. 割引適用条件について（利用例ほか）
4. 道路交通法改正（2009．6．1施行）

1.割引適用条件と対象の高速道路

□ **対象車種**：[普通車] [軽自動車等(二輪車)] (料金所をＥＴＣ無線通信により走行する自動車)
□ **対象日**：土曜日／日曜日／祝日　《**８月は左記以外に６・７・１３・１４日が対象**)
□ **割引内容**：東京・大阪近郊区間を除く、ＮＥＸＣＯ東日本/中日本/西日本が管理する道路

【高速道路】　■終日→約５０％割引または１，０００円
※通行料金をお支払い頂く区間ごとに割引後料金を上限1,000円として計算します。

【東京・大阪近郊】　■６時～２２時→約３０％割引
■２２時～翌６時→約５０％割引
※東京・大阪は昼間夜間とも上限1,000円対象外です。

□適用にならない区間　【詳細は各道路会社Ｈ．Ｐを確認ください。】
東名高速道路（東京ＩＣ～厚木ＩＣ）/中央自動車道（高井戸ＩＣ～八王子ＩＣ）/関越自動車道（練馬ＩＣ～東松山ＩＣ）/東北自動車道（川口ＪＣＴ～加須ＩＣ）/常磐自動車道（三郷ＩＣ～谷田部ＩＣ）/東関東自動車道（湾岸市川ＩＣ～成田ＩＣ）/新空港自動車道（成田ＩＣ～新空港ＩＣ）/東京外環自動車道（大泉ＩＣ～三郷南ＩＣ）/首都圏中央連絡自動車道（八王子ＪＣＴ～川島ＩＣ）/横浜横須賀道路（全線）※普通車以下、土日祝日終日５割引　/新湘南バイパス（全線）※普通車以下、土日祝日終日５割引　/京葉道路/第三京浜道路/横浜新道/宮城県道路公社 仙台南部道路/仙台松島道路/近畿道/西名阪道/第二京浜道路/綾部宮津道路/第二神明道路/播但連絡道路/山口宇部道路 など。

2.利用例について（料金は[普通車]で6時～22時利用の場合）

Ａ.東京･大阪近郊以外の区間の場合、50%割引とした上で、上限を1,000円とします。

広島　福岡
通常3,600円 → 1,000円

秋田中央IC　大曲IC
通常1,250円 → 650円

Ｂ.東京･大阪近郊は、6-22時は30%割引、22-6時は50%割引、昼夜間とも上限1,000円に含まれない。東京･大阪近郊以外の区間は、終日50%割引としたうえで、上限を1,000円となります。

練馬IC　(東松山)　新潟西IC
東京近郊30%割引
通常6,950円 → 1,850円

広島　(西宮北)　(大津)　名古屋
大阪近郊30%割引
通常10,500円 → 2,500円

湾岸市川IC　新空港IC
東京近郊30%割引
通常1,650円 → 1,150円

Ｃ.京葉道路の幕張IC～終点(館山道の接続)までの区間は通常料金で計算しますが、館山道など割引計算後の料金と合算して上限1,000円の対象とします。(京葉道路の起点(首都高速と接続)～幕張ICまでの区間は休日特別割引の対象ではありません。)

幕張IC　(接続)　富津竹岡IC
京葉道路(通常料金)　館山道50%割引
通常1,900円 → 1,000円

【東京近郊の１，０００円対象外区間】

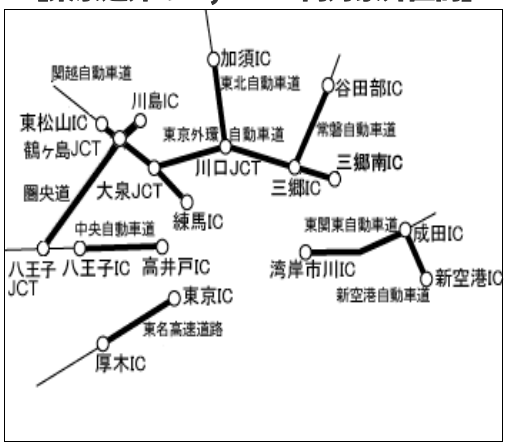

【大阪近郊の１，０００円対象外区間】

福利厚生施設紹介

関東の契約宿泊施設
【リゾーピア箱根】

【部屋構成･価格】
1人当たり：**¥3,675**
(温泉大浴場完備)
※1泊1人当たりの価格です。(5名定員)

申込は、組合H.P「福利厚生施設の案内」よりＰＤＦ版申込書をプリントアウトの上、必要事項を記入し、ＦＡＸで組合事務所へお申込ください。

3.割引適用条件について（利用例ほか）

・料金車種区分が「軽自動車等」または「普通車」に該当する車両で、ＥＴＣが整備されている入口インターチェンジをＥＴＣ無線通信により走行した車両に適用されます。
・休日にＮＥＸＣＯ東日本／中日本／西日本が管理する割引対象道路を走行すれば割引が適用されます。

【その他の割引】　（ＥＴＣガイドブックより抜粋）

『通勤割引』最大５０％ＯＦＦ
　６時～９時／１７時～２０時
　１回の走行１００㌔以内までなど
『早朝夜間割引』最大５０％ＯＦＦ
　２２時～翌朝６時
　大阪・東京近郊区間限定
　１回の走行１００㌔までなど
『深夜割引』最大５０％ＯＦＦ《限定》※
　走行距離の制限無し（ＮＥＸＣＯ管理道路）
　※５０％ＯＦＦは期間限定２０１１年３月まで
『平日夜間割引』最大３０％ＯＦＦ《限定》※
　４時～６時／２０時～２４時
　※期間限定割引２０１１年３月まで
『平日昼間割引』最大３０％ＯＦＦ《限定》※
　９時～１７時　１回走行１００㌔まで
　※期間限定割引２０１１年３月まで

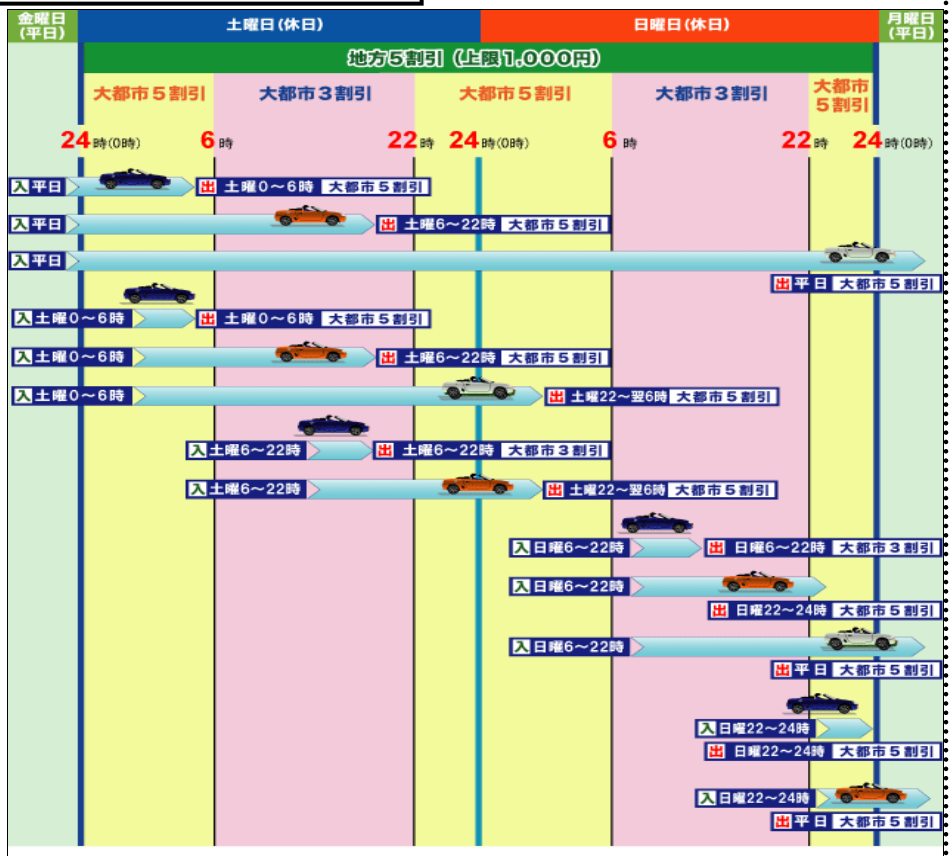

※平日とは、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日を指します。（祝日は除く）
休日とは、土曜日、日曜日、祝日を指します。

4.道路交通法　改正（2009.6.1施行）

道交法改正後のポイント

A.酒酔い運転・酒気帯び運転の、違反点数の大幅引上げ

・**酒酔い運転**・・・　違反点数２５点から「３５点」に引き上げ
・**酒気帯び運転**・・　①　呼気１リットルにつき「０．２５㎎以上」の酒気帯び「**免許取消し**」
　違反点数１３点から⇒　「２５点」に引き上げ
　②　呼気１リットルにつき「０．２５㎎未満」の酒気帯び
　違反点数６点から⇒　「１３点」に引き上げ

違反種別		改正前			改正後		
		違反点	処分内容	欠格・停止期間	違反点	処分内容	欠格・停止期間
酒酔い運転		25点	免許取消	2年	35点	免許取消	3年
酒気帯び運転（呼気1リットル中のアルコール濃度）	0.25mg以上	13点	免許停止	90日	25点	免許取消	2年
	0.15mg以上	6点	免許停止	30日	13点	免許停止	90日
	0.25mg未満						

B.７５歳以上のドライバーの免許更新時、「講習予備検査(認知機能検査)」を義務づけ

７５歳以上の方
・免許の更新時に記憶力・判断力など「認知機能」の低下の有無を確認する３０分程度の「講習予備検査(認知機能検査)」を受けなければなりません。
・講習予備検査は「更新期間満了日前の６ヵ月以内」に受講しなくてはなりません。
　検査の結果「認知症」と診断された場合は、運転免許が取り消されます。
　(検査で記憶力・判断力が低下していると診断されても、その場でただちに免許取消となるわけではありません。しかし、検査の前後一定期間内に一定の交通違反がある場合で、かつ専門医が最終的に「認知症」と診断した場合には、免許が取り消されることになります。)
・検査の後は結果に応じて「高齢者講習」を受け、更新手続を受けることになります。高齢者講習の受講期間は、「更新期間満了日前の６ヵ月以内」へと３ヶ月延長されました。